

税理士による

小規模個人事業者のための税務支援制度のご案内

九州北部税理士会長崎支部は、小規模個人事業者を対象に、低料金で税理士による税務支援（記帳代行を含みます。）を行っています。記帳から確定申告までの一貫した支援をいたしますので、安心しておまかせください。

ご利用の皆様には、当支部が選任する税理士が規定の料金にて次のような業務を行います。

◎ 記帳代行

記帳事務が軽減されます。

現在記帳している帳簿から、総勘定元帳を作成代行いたします。

料金月額 8,000 円＋消費税

◎ 年末調整

従業員(アルバイト・パートを含む。)、青色事業専従者の給料の年末調整事務を代行しています。

一人別徴収簿、扶養控除等申告書、法定調書、源泉徴収票等の作成を行います。

料金 年に1回 5,000 円（5名以下の場合）＋消費税

◎ 確定申告

所得税及び消費税の確定申告書類の作成から税務署への提出をいたします。

料金 年に1回 各税目ごとに 24,000 円＋消費税

◎ 税務調査の立会い

税務調査に立ち会います。

- ★ 当制度の料金等は、個人事業者への税務支援という趣旨から、期間を2年間とさせていただいております。2年経過後は税理士と一般的な顧問契約を行う等の対応をお願いします。
- ★ 支援期間中の料金は、当支部において改定する場合を除き、税理士が個別に変更することはありません。（消費税率改定による場合を除く。）
- ★ 税理士の選任は当支部が行いますが、ご契約後やむを得ない事情により交代をご希望の場合は状況により対応いたします。



【お問い合わせ先】

九州北部税理士会長崎支部

〒850-0029 長崎市八百屋町 2-3

TEL 095-821-0600

FAX 095-821-0924

MAIL nz821600@gold.ocn.ne.jp